

利用料金表（１） 介護保険制度

利用料の額は、厚生労働省が定めた額とします。自己負担額（１割）で表示しております。

	項 目	料 金
保 険 適 用 分	看護師等（理学療法士等以外）による訪問 所要時間２０分未満の場合	３１０円／回
	所要時間３０分未満の場合	４６３円／回
	所要時間３０分以上１時間未満の場合	８１４円／回
	所要時間１時間以上１時間３０分まで ※准看護師については所定額の９０／１００	１，１１７円／回

	理学療法士等による訪問 所要時間２０分（１回分）	３０２円／１回
	所要時間４０分（２回分）	６０４円／２回
	所要時間６０分（３回分） ※１回あたり２０分 ※１日に２回を超えて行う場合、１回につき所定 額の９０／１００を乗じた単位数で算定 ※１週間に６回を限度に算定	８１６円／３回

	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連 携して指定訪問看護を行う場合 ※准看護師による訪問が１回でもある場合 所定額の９８／１００	２，９３５円／月
	要介護５の者に訪問看護を行う場合の加算	８００円／月
	医療保険の訪問看護を利用している場合の減算	９７円／月
	×	
	夜間加算（１８：００～２２：００） 深夜加算（２２：００～ ６：００） 早朝加算（ ６：００～ ８：００） ※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 と連携する場合、医療機器等を使用する者等特別 な管理が必要な状態の者への月２回以降の緊急時 訪問については加算する	基本単位の２５％ 基本単位の５０％ 基本単位の２５％
	+	
	緊急時訪問看護加算 ※区分支給限度額の算定対象外	５４０円／月
	+	
特別管理加算（Ⅰ）	５００円／月	
特別管理加算（Ⅱ） ※区分支給限度額の算定対象外	２５０円／月	
+		
長時間訪問看護加算（特別管理加算対象者について） １時間３０分を超える場合）	３００円／回	
+		

複数名訪問加算	所要時間30分未満の場合 所要時間30分以上の場合	254円/回 402円/回
+		
ターミナルケア加算	※区分支給限度額の算定対象外	2,000円/死亡月
+		
交通費	中山間地域等に居住する者にサービスを提供した場合（通常の実施地域を越えた場合のみ）	所定単位数の5%/回
+		
サービス提供体制強化加算	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 ※区分支給限度額の算定対象外	6円/回 50円/月
+		
看護体制強化加算		300円/月
+		
退院時共同指導加算	※退院時又は退院後の初回の訪問の際に（特別な管理を要する者である場合、2回）算定できる	600円/回
+		
初回加算	※新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合	300円/回
+		
看護・介護職員連携強化加算		250円/月